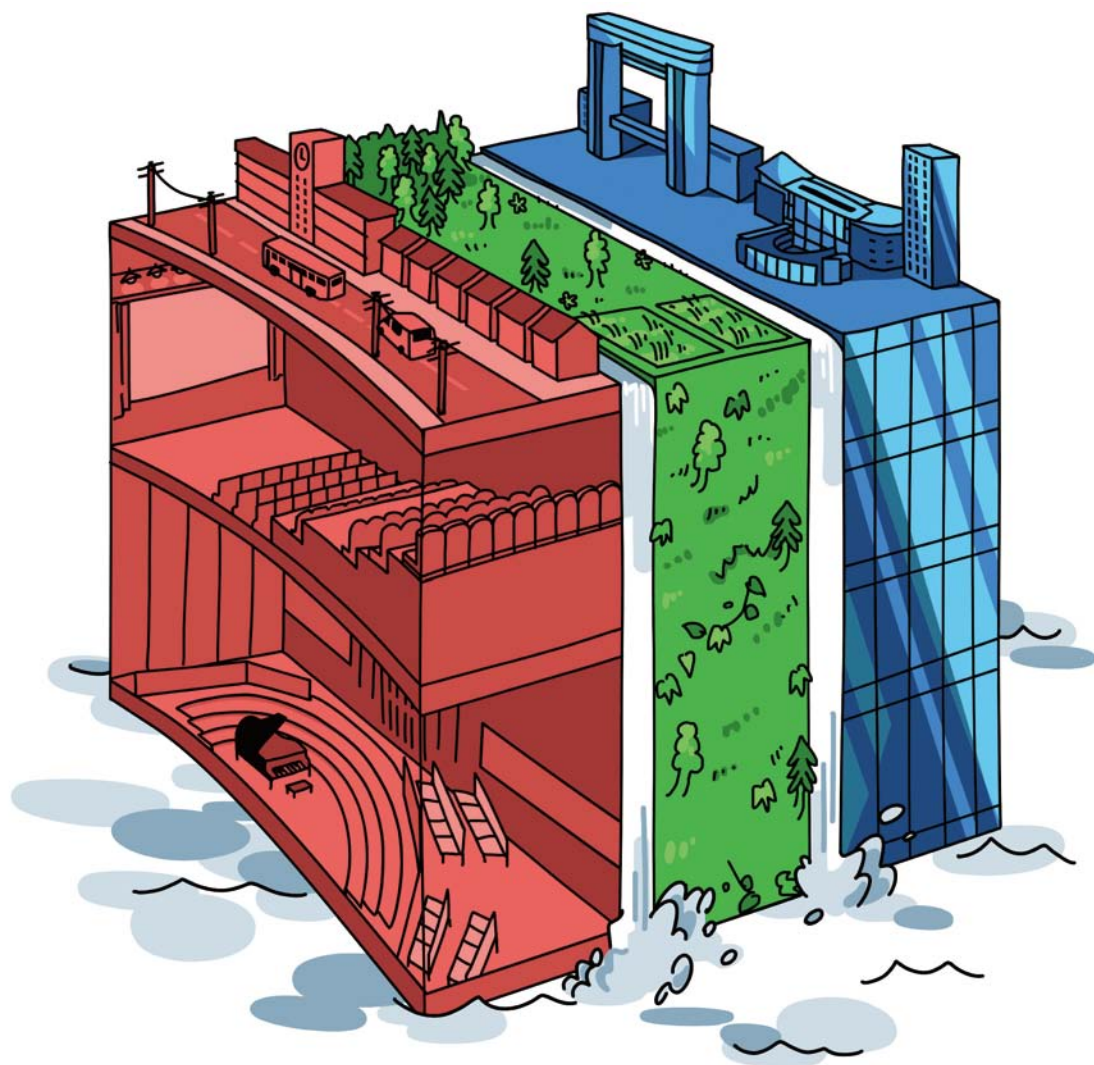


川崎市総合計画

第3期実施計画



川崎をもっともっと住みやすいまちにするために。

川崎市

令和4(2022)年3月

はじめに

これまで、平成 28（2016）年 3 月に策定した「川崎市総合計画」にもとづき、めざす都市像である「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の実現に向けた取組を、市民・事業者の皆様とともに着実に進めてまいりました。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響等によるデジタル化の進展など、さまざまな社会変容が加速するとともに、世界的な脱炭素社会の実現や持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の拡大、大規模自然災害の激甚化・頻発化など、社会経済環境が急激なスピードで変化しています。

一方、わが国の人口減少が進む中においても、本市では当面の人口増が見込まれ、暮らしやすく働きやすい都市として成長を続ける元気な都市となっています。そのため、人口増加に伴う行政需要に引き続き対応しながら、令和 12（2030）年頃から見込まれる人口減少の局面を見据えた取組をあわせて進めていかなければなりません。

これらの環境変化や中長期的な課題に的確に対応し、持続可能な市政運営を行っていくためには、将来を見据えて乗り越えなければならない課題にいち早く対応しつつ、令和 6（2024）年の「市制 100 周年」などの本市の新たな飛躍に向けたチャンスを的確に捉えることや、本市の有する優れたポテンシャルである、交通・物流の利便性や先端産業・研究開発機関の集積、スポーツ・文化芸術資源等を活かした取組を進めることが重要であり、自主的・自立的なまちづくりに向け、特別自治市制度の実現を含めた地方分権改革の取組も必要です。

この第 3 期実施計画では、社会状況の不確実性が高まる中においても、継続した課題や新たな課題に対応した取組を推進し、めざす都市像の実現を図っていくための今後 4 年間の具体的な取組を定めました。また、「かわさき 10 年戦略」においては、より中長期的な視点に立ち、概ね 10 年後のまちのあるべき姿を見据えた目標などを新たに設定しました。

これからも予想される激しい時代の変化の中で、本市が今後の 100 年も持続可能であるよう、組織の壁を越えて困難な課題解決にあたるとともに、健全な行財政運営と資産マネジメントを基盤とした市民視点の市政運営に取り組んでまいります。今後も、川崎の先進性と多様性を活かし、「対話」と「現場主義」を基本姿勢として、市民の皆様と前向きにチャレンジしてまいりますので、引き続き、御協力をお願いいたします。



令和 4（2022）年 3 月 川崎市長 福田 紀彦

目次

| | |
|---|------------|
| I 総論 | P 9 |
| 1 総合計画の趣旨..... | P11 |
| 2 計画の構成..... | P11 |
| 3 計画期間..... | P12 |
| 4 基本構想で掲げる「めざす都市像」及び「まちづくりの基本目標」等..... | P13 |
| 5 これまでの進行管理・評価を踏まえた施策の推進..... | P14 |
| 6 計画策定にあたっての基本認識..... | P17 |
| (1) 本市を取り巻く急激な環境変化..... | P17 |
| ① 新型コロナウイルス感染症の影響..... | P17 |
| ② 大規模自然災害の発生..... | P19 |
| ③ 脱炭素社会の実現に向けた取組の進展..... | P20 |
| ④ 社会のデジタル化の進展..... | P21 |
| (2) 将来を見据えて乗り越えなければならない課題..... | P24 |
| ① 少子高齢化の更なる進展、人口減少への転換、生産年齢人口の減少..... | P24 |
| ② 高齢者を取り巻く環境の変化..... | P28 |
| ③ 子ども・若者を取り巻く環境の変化..... | P32 |
| ④ 一人ひとりが尊重され、能力を発揮できる環境づくり..... | P36 |
| ⑤ 気候変動の影響..... | P39 |
| ⑥ 災害対策の強化..... | P41 |
| ⑦ 都市インフラの老朽化と有効活用..... | P43 |
| ⑧ 産業経済を取り巻く環境変化..... | P45 |
| ⑨ 市民の主体的な取組を促し、地域でお互いに助け合うしくみの強化..... | P49 |
| ⑩ 労働環境の改善と生産性向上の一体的な実現に向けた「働き方改革」の推進..... | P51 |
| (3) 積極的に活用すべき川崎のポテンシャル..... | P53 |
| (4) 新たな飛躍に向けたチャンス..... | P60 |
| 7 持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえた政策の推進..... | P64 |
| 8 都市構造と交通体系の考え方..... | P67 |
| 9 計画の推進に向けた考え方..... | P75 |
| (1) これまでの取組や都市環境等の変化を踏まえた市政運営の推進..... | P75 |
| (2) 少子高齢化等の人口構成の変化を踏まえた対応..... | P75 |
| (3) データを活用した政策形成の推進..... | P75 |
| (4) 「市民創発」による持続可能な暮らしやすい地域づくりの推進..... | P75 |
| (5) 市民主体のまちづくりに向けた自治機能の強化..... | P76 |

| | |
|--|-----|
| (6) 行財政改革第3期プログラムに基づく行財政改革の推進 | P78 |
| (7) 「今後の財政運営の基本的な考え方」に基づく財政運営 | P85 |
| (8) 資産マネジメント第3期実施方針に基づく資産マネジメントの推進 | P92 |
| 10 第2期川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略 改訂版 | P97 |

II かわさき10年戦略..... P99

| | |
|-------------------------------|------|
| 1 「かわさき10年戦略」の基本的な考え方 | P101 |
| 2 中長期的な課題と戦略との関係等について | P102 |
| 3 「かわさき10年戦略」の概要及び個別の戦略 | P103 |

III 実施計画..... P117

| | |
|----------------|------|
| 実施計画について | P118 |
|----------------|------|

■政策体系別計画..... P119

| | |
|--|------|
| 政策体系別計画の見方について..... | P120 |
| 政策体系別計画 目次（施策別） | P125 |
| 政策・施策とSDGs 17のゴール対応一覧 | P128 |
| 基本政策1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり..... | P138 |
| 政策1-1 災害から生命を守る | P139 |
| 政策1-2 安全に暮らせるまちをつくる..... | P160 |
| 政策1-3 水の安定した供給・循環を支える..... | P175 |
| 政策1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる | P185 |
| 政策1-5 確かな暮らしを支える | P220 |
| 政策1-6 市民の健康を守る | P226 |
| 基本政策2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり | P244 |
| 政策2-1 安心して子育てできる環境をつくる..... | P245 |
| 政策2-2 未来を担う人材を育成する..... | P266 |
| 政策2-3 生涯を通じて学び成長する..... | P291 |
| 基本政策3 市民生活を豊かにする環境づくり | P302 |
| 政策3-1 環境に配慮したしくみをつくる | P303 |
| 政策3-2 地域環境を守る..... | P309 |
| 政策3-3 緑と水の豊かな環境をつくりだす | P318 |
| 基本政策4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり | P338 |
| 政策4-1 川崎の発展を支える産業の振興 | P340 |
| 政策4-2 新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上 | P357 |

| | | |
|--------|----------------------------|------|
| 政策 4-3 | 生き生きと働き続けられる環境をつくる..... | P374 |
| 政策 4-4 | 臨海部を活性化する | P381 |
| 政策 4-5 | 魅力ある都市拠点を整備する | P395 |
| 政策 4-6 | 良好な都市環境の形成を推進する | P404 |
| 政策 4-7 | 総合的な交通体系を構築する | P410 |
| 政策 4-8 | スポーツ・文化芸術を振興する | P426 |
| 政策 4-9 | 戦略的なシティプロモーション..... | P445 |
| 基本政策 5 | 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり..... | P456 |
| 政策 5-1 | 参加と協働により市民自治を推進する..... | P457 |
| 政策 5-2 | 人権を尊重し共に生きる社会をつくる..... | P472 |

■ 区計画..... P 483

| | | |
|---|-----------------------|------|
| 1 | 区計画の目的..... | P484 |
| 2 | 区計画の位置づけ..... | P484 |
| 3 | 区計画の構成..... | P485 |
| 4 | 区計画策定にあたっての基本認識 | P485 |
| | 川崎区..... | P491 |
| | 幸区..... | P509 |
| | 中原区..... | P527 |
| | 高津区..... | P543 |
| | 宮前区..... | P561 |
| | 多摩区..... | P579 |
| | 麻生区..... | P595 |

IV 進行管理と評価..... P 613

| | | |
|---|--------------|------|
| 1 | 計画の進行管理..... | P614 |
| 2 | 市民の実感指標..... | P617 |
| 3 | 施策の成果指標..... | P618 |

V 資料編..... P 621

| | | |
|---|------------------------------------|------|
| ■ | 川崎市基本構想..... | P622 |
| ■ | 川崎市基本計画..... | P625 |
| ■ | 計画の策定経過..... | P630 |
| ■ | 令和元年度 川崎市総合計画に関する市民アンケート結果概要 | P633 |
| ■ | 総合計画と連携する「分野別計画等」..... | P634 |

| | |
|--|------|
| ■ 計画事業費 | P638 |
| ■ 政策体系図 | P642 |
| ■ 施策を推進する経常的な事務事業一覧 | P658 |
| ■ 総合計画に設定する成果指標一覧 | P676 |
| ■ 総合計画と SDGs との対応表 | P736 |
| ■ 第 2 期川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略 改訂版 人口ビジョン | P756 |
| ■ みんなで取り組もう 私たちができること～市民から市民へのメッセージ～ | P760 |



1 総合計画の趣旨

川崎市総合計画（平成 28（2016）年 3 月策定）は、子どもたちの笑顔があふれ、高齢者や障害者等、誰もが社会に貢献しながら生きがいを持つことができ、産業都市として力強く発展し続ける、そのような成長と成熟が調和し、誰もが幸せを感じられる川崎をめざし、「安心のふるさとづくり（成熟）」と「力強い産業都市づくり（成長）」の調和により、市政をバランスよく進めるために、策定したものです。

この計画の趣旨に基づき、『成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき』の実現をめざします。

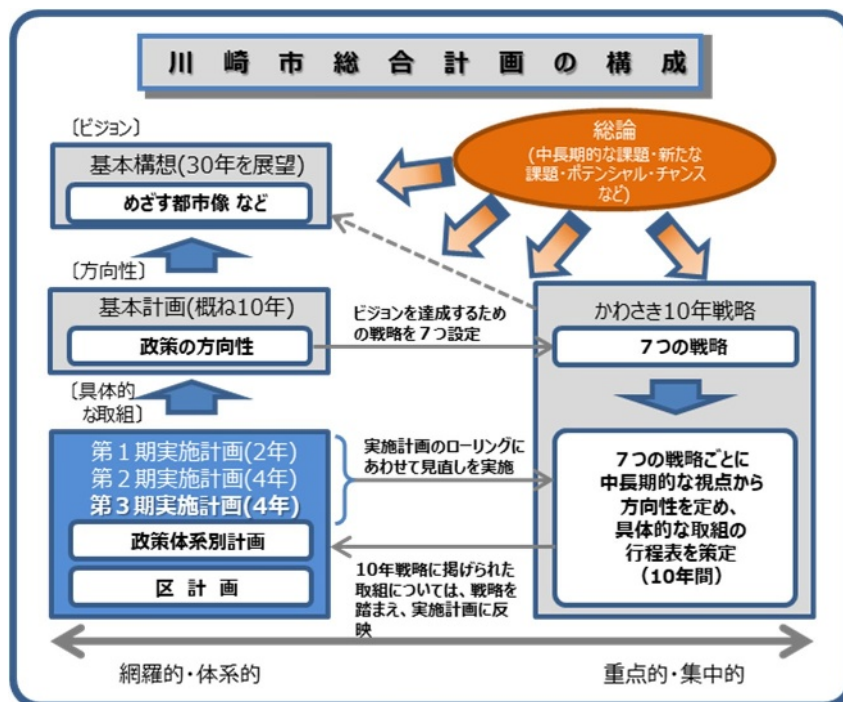
※「最幸」とは…川崎を幸せのあふれる「最も幸福なまち」にしていきたいという思いを含めて使用しています。

2 計画の構成

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構造としており、実施計画のローリングにより、社会経済状況の変化等に柔軟に対応していきます。

また、基本構想に掲げるめざす都市像等を実現するために、中長期的な課題等を踏まえて、「成長」と「成熟」のまちづくりに向けて、効果的な取組の考え方を明らかにする「かわさき10年戦略」を設定し、戦略的にまちづくりを進めていきます。

なお、総合計画に掲げるめざす都市像等については、急速な少子高齢化や人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある日本社会の維持をめざす地方創生の考え方と重なることから、第3期実施計画は「川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を兼ねるものとします。

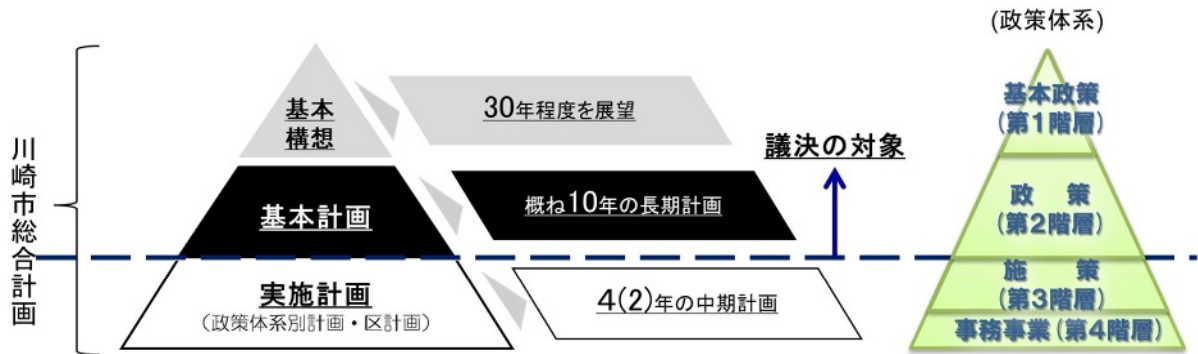


3 計画期間

「基本構想」は、今後 30 年程度を展望し、本市がめざす都市像や、まちづくりの基本目標、5 つの基本政策を定めるものです。

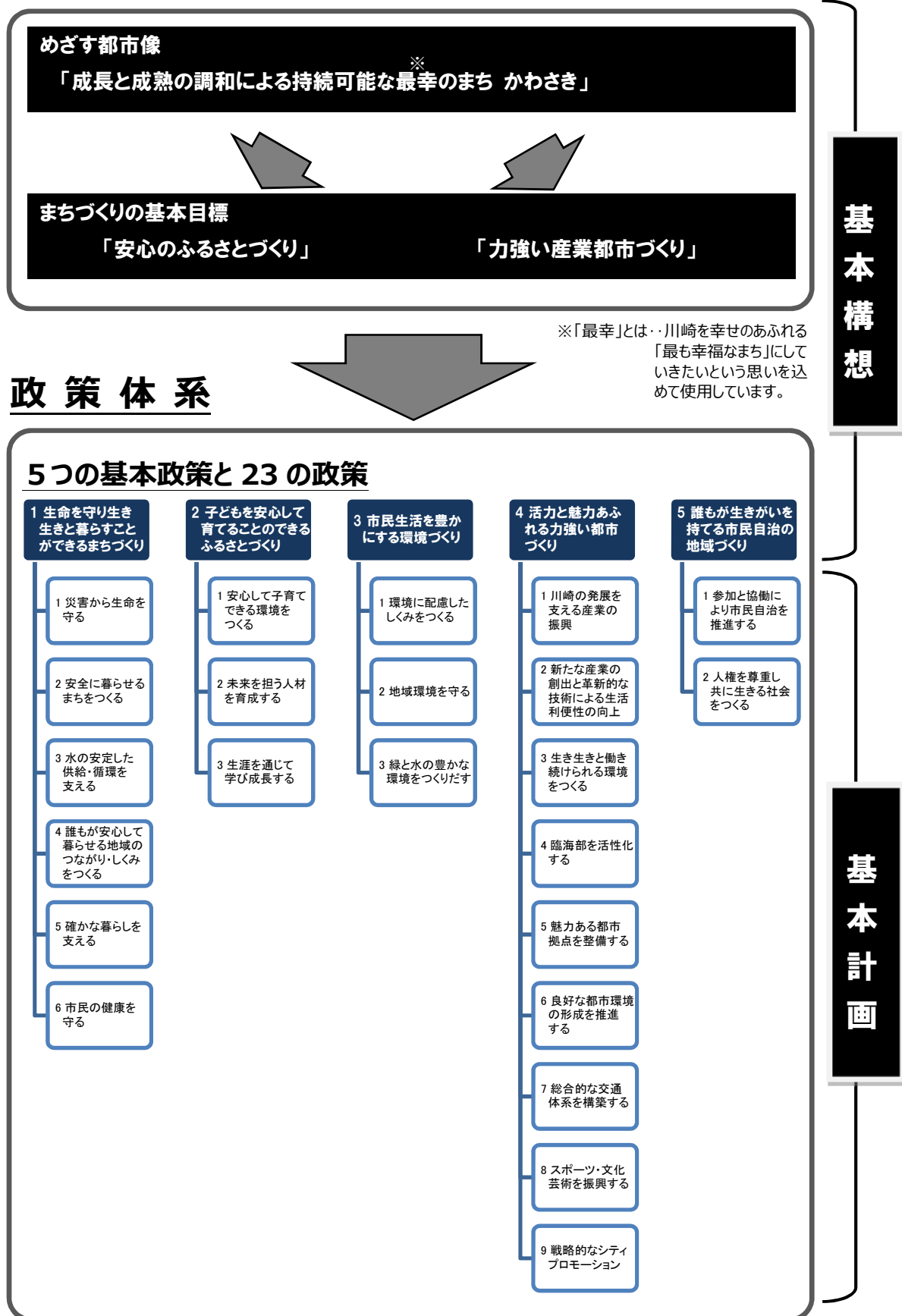
「基本計画」は、今後概ね 10 年間を対象として、「基本構想」に定める 5 つの基本政策を体系的に推進するために、23 の政策及びその方向性を明らかにするものです。

「実施計画」は、これらのビジョン・方向性に基づき、中期の具体的な取組を定めるもので、第 3 期実施計画の計画期間は令和 4（2022）年度から令和 7（2025）年度の 4 か年となります。



| 【「基本構想」「基本計画」「実施計画」の計画期間】 | | | | | | | | | |
|---------------------------|---------------------------|-----------------|--------------------|--|----------------|-------------------|--|----------------|--|
| | H28年度 (2016) | H29年度 (2017) | H30年度 (2018) | | R3年度 (2021) | R4年度 (2022) | | R7年度 (2025) | |
| 基本構想 | 川崎市 基本構想 30年程度を展望 | | | | | | | | |
| 基本計画 | 川崎市 基本計画 平成28年度から概ね10年 | | | | | | | | |
| 実施計画 | 第1期 実施計画 | | 第2期 実施計画 | | | 第3期 実施計画 | | | |
| | H28(2016)~H29(2017) | | H30(2018)~R3(2021) | | | R4(2022)~R7(2025) | | | |

4 基本構想で掲げる「めざす都市像」及び「まちづくりの基本目標」等



※23の政策のもとに、「実施計画」に位置づけられた74の「施策」と約570の「事務事業」が連なります。

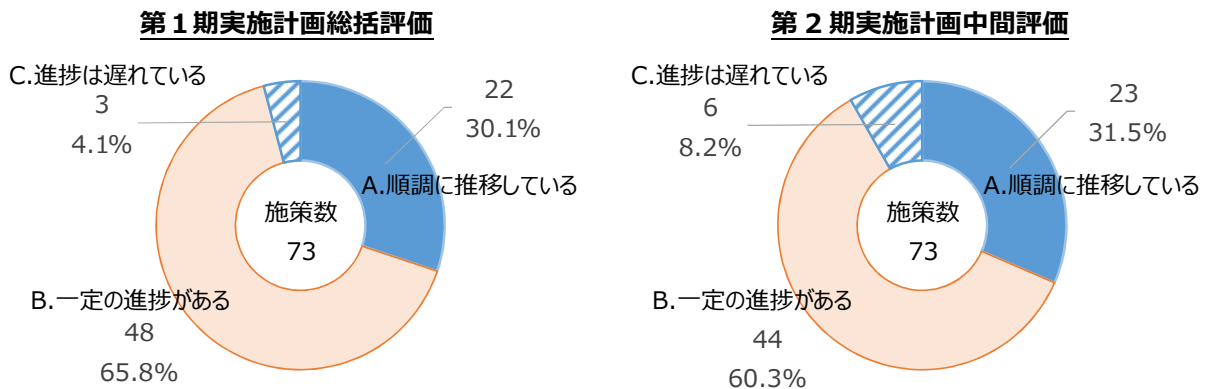
5 これまでの進行管理・評価を踏まえた施策の推進

総合計画における進行管理の考え方（「Ⅳ 進行管理と評価」参照）に基づき、第1期実施計画策定以降、第1期実施計画（平成28（2016）から平成29（2017）年度）の総括評価及び第2期実施計画（平成30（2018）から令和3（2021）年度）の中間評価を実施しました。

第3期実施計画では、川崎市政策評価審査委員会による審議結果を含め、これまでの施策・事務事業に関する評価結果を踏まえて、達成状況等を適切に把握・分析した上で、課題や改善点を明確化し、それらを計画の策定に着実に反映するなど、より効率的・効果的な取組を推進します。

（1）これまでの施策の評価結果の概要

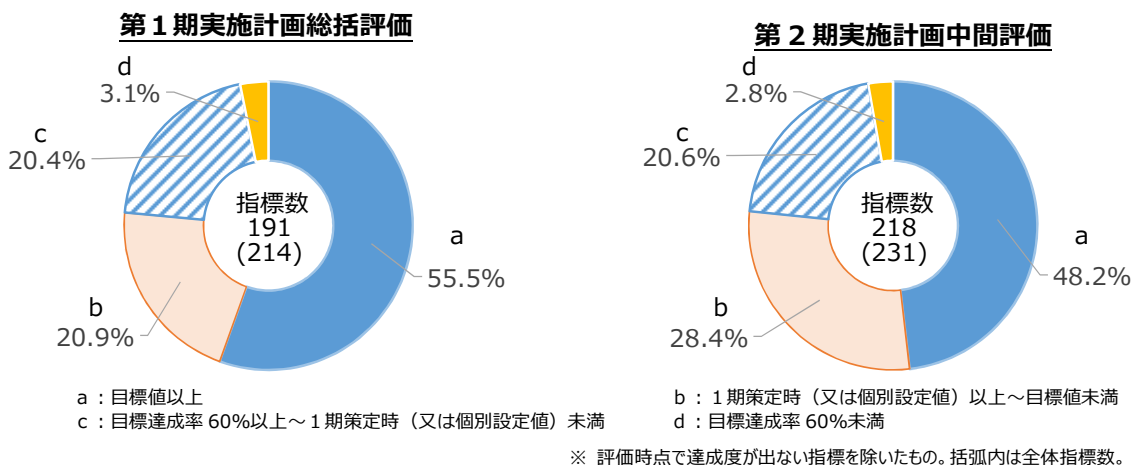
① 施策の進捗状況



第1期実施計画及び第2期実施計画における73の施策について、成果指標の多くが目標を達成している「A. 順調に推移している施策」と、目標未達成のものがあるが一定の進捗があった「B. 一定の進捗がある施策」を合わせた割合は、それぞれ90%を超えており、これまで概ね順調に進捗しています。

なお、「C. 進捗が遅れている施策」としては、配下の事務事業のうち、複数の事業に遅れが見られたものなどがありました。また、第2期実施計画の中間評価では、令和元年東日本台風や新型コロナウイルス感染症の影響などもあり、成果指標が第1期実施計画策定時を下回ったものなどがありました。

② 施策に設定した成果指標の達成状況



「指標達成度区分aとb」を合わせた割合は、第1期実施計画総括評価時は76.4%、第2期実施計画中間評価時は76.6%となっています。第1期実施計画策定時（又は個別設定値）を下回ったなど、目標を達成していない指標については、その原因はさまざまであることから、原因分析の結果を踏まえて取組を改善することで、第3期実施計画では、引き続き目標達成に向けて取組を進めていきます。

(2) 川崎市政策評価審査委員会による審議結果（外部評価）の概要

川崎市政策評価審査委員会では、総合計画における重要な政策等の評価に関して、施策の進捗状況等の確認が必要な施策等を選定し、領域別に分けた部会の中で、市民目線・専門的視点により、市の内部評価結果の妥当性等について、重点的に審議をしています。第1期実施計画総括評価及び第2期実施計画中間評価にあたり選定したそれぞれ12の施策（合計24施策）について、委員会で審議を行った結果、市の内部評価結果は妥当と判断されるとともに、審議対象施策それぞれに対して、今後より効果的に施策を推進していくための意見が出されています。

また、第1期実施計画総括評価及び第2期実施計画中間評価全体を通しては、一部の施策において、成果指標の実績が第1期実施計画策定時を下回るものや、取組に遅れが生じているものが見受けられたものの、多くの施策については、成果指標の実績値が掲げた目標に向かって一定進捗していると認められるとともに、委員会として総括意見が取りまとめられています。

本市では、委員会の意見等を十分尊重し、第3期実施計画の推進や今後の取組改善に積極的に活用します。

川崎市政策評価審査委員会 第1期実施計画 総括評価 総括意見 概略

| |
|--|
| <p>成果指標の見直し及び横断的な連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日常業務を行っている中での気づきを成果指標や取組の不断の見直しにつなげていくなど、日頃から改善を意識して取り組む必要がある。 ● 施策横断的な視点を持って組織間や施策間での横の連携を一層深め、より効果的に取組を進める必要がある。 |
| <p>成果指標の達成状況を踏まえた課題の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 計画策定時の現状値から下がった、又は目標値に達していない成果指標について、原因分析を行い、課題を明確化し、今後の取組改善につなげるなど、効果的にPDCAサイクルが機能する進行管理・評価としていくことを強く望む。 |
| <p>市の取組による成果の的確な把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 外部要因による影響が大きい成果指標があるため、必要に応じて安定的に把握できる指標を設定するなどの工夫を望む。 ● 外部要因の影響が大きい成果指標を設定する際には、あらかじめ市の実施した取組による影響はどの範囲なのかを十分検討する必要がある。 ● 成果指標の目標値については、目標達成に向けてのプロセスや取組の到達点を具体的にイメージできるように設定する必要がある。 |
| <p>施策の効果測定における精度の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 施策の直接目標に密接に関連している成果指標の達成度をより重視するなど、各成果指標の施策への貢献度を勘案する必要がある。 ● 施策の効果測定の精度をより向上させるため、達成度の判定に際して一定の幅を設けるなど、より実態に即した評価が可能となるよう評価手法を検討することを望む。 |
| <p>第1期実施計画の総括評価を踏まえた評価手法の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新たに生じた課題に対応するなど、より効果的な進行管理のしくみとするための改善を継続することを望む。 |

川崎市政策評価審査委員会 第2期実施計画 中間評価 総括意見 概略

第3期実施計画の策定に向けて、現在設定している成果指標を改めて点検するとともに、定性的な成果を幅広く捉えることで、施策全体をより適切に評価していくなど、より効果的な評価のしくみとなるようさらに改善を図っていくことを期待する。

第3期実施計画の成果指標の見直しによる施策の効果測定の精度向上

- 第2期実施計画で設定した施策の成果指標について、市の取組の効果を測定する上で課題のある成果指標が設定されている施策が見受けられるため、第3期実施計画策定に向けて、成果指標を改めて点検し、より適切に幅広く施策の効果を評価できる指標設定となるよう見直しを図る必要がある。
- 人々の価値観や社会のあり方などに多様化や変化が見られる施策については、それに対応した指標設定について検討していく必要がある。
- 既に第3期実施計画の目標値を上回っている成果指標の目標値についても合わせて検討する必要がある。

定性的な成果の幅広い把握によるより適切な評価の実施

- 設定した成果指標による評価だけにこだわることなく、新たな取組や創意工夫による改善などの効果を定性的な成果等として、これまで以上に幅広く捉え、総合的に施策を評価していく必要がある。

取組の改善に向けたより詳細な成果分析の実施

- 成果指標等の達成状況を詳細に分析し、目標を達成できた要因やできなかった要因を明確にし、取組がより効果的なものとなるよう更なる改善につなげていく必要がある。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた今後の的確な対応

- 施策によっては、新型コロナウイルス感染拡大防止のための「新しい生活様式」の定着や行動変容等による影響を大きく受けることが想定されるため、社会動向を十分見極めながら、的確に対応していくことを望む。
- イベント参加者数や施設入場者数などが集うことや来場を前提とした視点での成果指標以外の新たな指標を設定するなど、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた施策の方向性に合致した目標設定になるよう検討していく必要がある。

(3) これまでの進行管理・評価を踏まえた対応の考え方

総合計画では、目標とその成果をしっかりと可視化することで、課題や改善点を明確化し、PDCAサイクルがより一層効果的に機能するように進行管理を行っています。

第3期実施計画では、川崎市政策評価審査委員会による審議結果を含め、これまでの施策・事務事業に関する評価結果を踏まえて、達成状況等を適切に把握・分析した上で、課題や改善点を明確化し、それらを計画に着実に反映するなど、より効率的・効果的な取組を推進します。

また、第3期実施計画では、より適切な施策の達成状況の把握・評価に向けて、各施策について、直接目標や施策の方向性に一層合致した指標構成となるよう、成果指標の追加を行うなど、進行管理における施策の効果測定の精度向上を図っており、効果的に施策を推進します。

さらに、これまでの政策に関する市民の実感指標の達成状況等を踏まえ、市民の実感指標の目標値について、見直しを行っており、市民目線での施策等の一層の推進につなげます。

なお、進行管理・評価を行う中で、計画策定後に発生した社会環境や都市環境の変化等による影響が大きく、必要やむを得ない場合については、取組の見直しや指標の追加等の対応を図ります。

6 計画策定にあたっての基本認識

総合計画では、「将来を見据えて乗り越えなければならない課題」にいち早く対応するとともに、「積極的に活用すべき川崎のポテンシャル」を最大限に活用し、「新たな飛躍に向けたチャンス」を的確に捉え、取組を進めることとしています。

第3期実施計画では、継続した課題を改めて整理するとともに、社会状況の不確実性が高まる中、「本市を取り巻く急激な環境変化」を含め、これまでに生じた社会環境や都市環境の変化による新たな課題の状況を分析した上で、課題に対応する取組を計画的に推進します。

(1) 本市を取り巻く急激な環境変化

近年、本市を取り巻く環境は急激に変化しており、これを的確に捉えた取組を推進する必要があります。主な環境変化としては、新型コロナウイルス感染症の影響、大規模自然災害の発生、脱炭素社会の実現に向けた取組の進展及び社会のデジタル化の進展が挙げられますが、その他、「持続可能な開発目標（SDGs）」の社会への浸透や、AI やビッグデータ、ロボット等の先端技術を活用する Society5.0 の進展等の変化が生じています。

① 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の影響は社会・経済の多方面に及んでおり、社会・経済活動の復興に向けた取組が今後も引き続き重要となります。また、感染症の影響による社会変容を踏まえた、ウィズコロナ・ポストコロナの時代を見据えた取組が新たに求められています。これらの状況を踏まえた必要な取組を、スピード感を持って進める必要があります。

新型コロナウイルス感染症の影響 「実質GDPと完全失業率」(国)

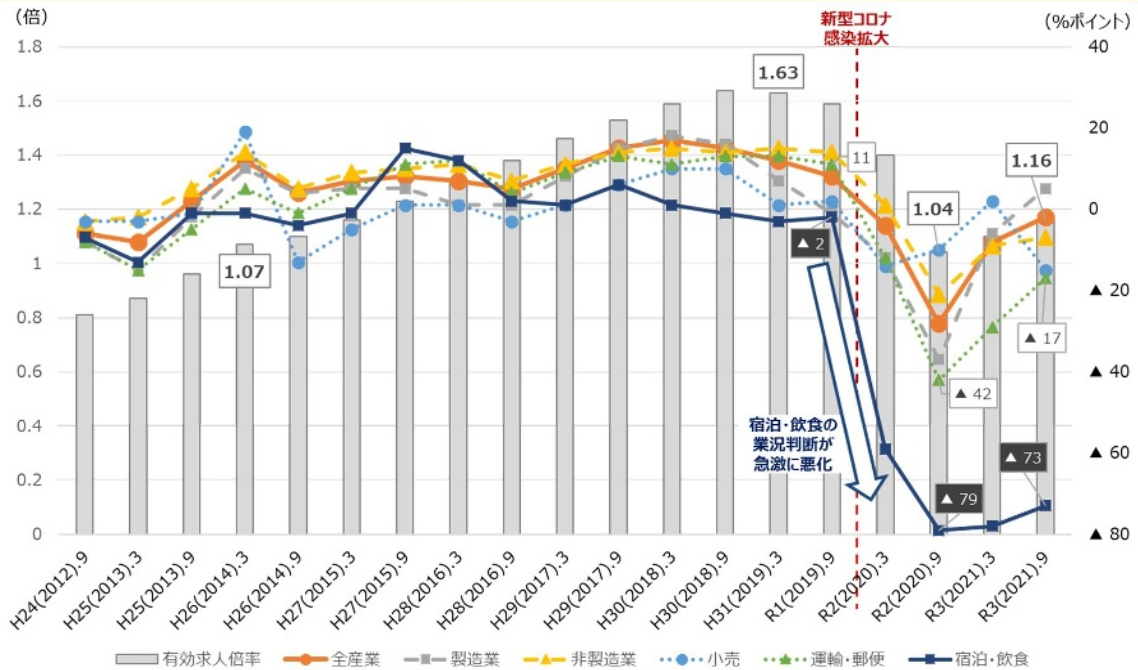
新型コロナウイルス感染症の影響により、我が国の実質GDP（国内総生産）は平成25（2013）年当時の水準まで減少した。一方、完全失業率の上昇は現時点では小幅にとどまっている。



資料：内閣府「国民経済計算（GDP統計）」、総務省統計局「労働力調査」から作成

新型コロナウイルス感染症の影響 「有効求人倍率と業況判断D.I.」(国)

新型コロナウイルス感染症の影響により、有効求人倍率（季節調整値）と国内企業の業況判断は共に大幅に悪化した。ただし、宿泊・飲食の業況判断は大幅に悪化した状況が続いている。

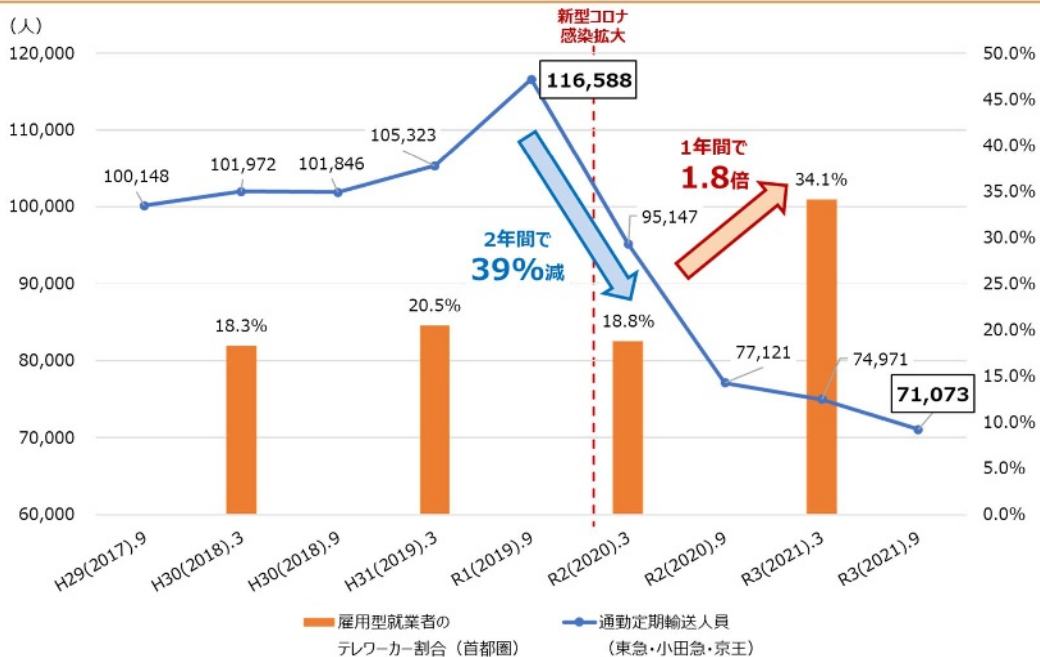


※D.I.は「Diffusion Index」の略で、企業の業況感や設備、雇用人員の過不足などの各種判断を指数化したもの

資料：厚生労働省「一般職業紹介状況」、日本銀行「企業短期経済観測調査（短観）」から作成

新型コロナウイルス感染症の影響 「感染症の影響による働き方と人の動きの急速な変化」

新型コロナウイルスの感染拡大により、首都圏の雇用型就業者に占めるテレワーカーの割合が上昇するとともに私鉄各社の通勤定期輸送人員が減少しており、社会のオンライン化が急速に進んでいる。



※テレワーク人口実態調査は、年度ごとに実施
※テレワーク人口実態調査では、テレワーカーを「これまで、ICT等を活用し、普段仕事を行う事業所・仕事場とは違う場所で仕事をしたことがあると回答した人」と定義づけている。

資料：国土交通省「テレワーク実態調査」、東京急行電鉄(株)「月次営業状況のお知らせ」、小田急電鉄(株)「月次営業概況(速報)に関するお知らせ」、京王電鉄(株)「月次営業概況のお知らせ」から作成

② 大規模自然災害の発生

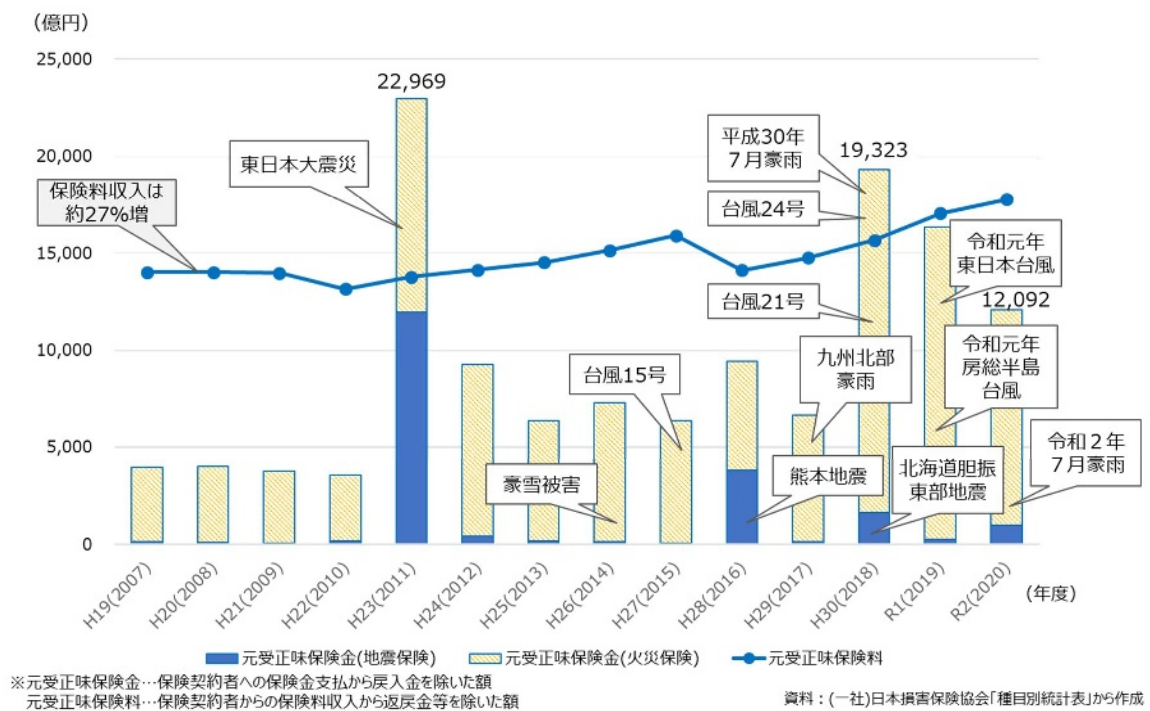
近年、大規模自然災害のリスクが増大しており、令和元年東日本台風では本市も甚大な被害を受けました。従前から取り組んできた地震対策等に加えて、激甚化・頻発化する風水害に対しても、リスクを考慮しつつ、被害を最小限に留めるために、ハード・ソフト両面から対策を進める必要があります。

大規模自然災害の発生「頻発する大規模な自然災害」(国)

平成23(2011)年の東日本大震災以来、平成28(2016)年の熊本地震など地震被害が続いている。また、平成30年7月豪雨や本市にも大きな被害をもたらした令和元年東日本台風など、大規模な風水害が発生している。



大規模自然災害の発生「火災保険・地震保険の保険料収入・保険金支出の推移」(国)

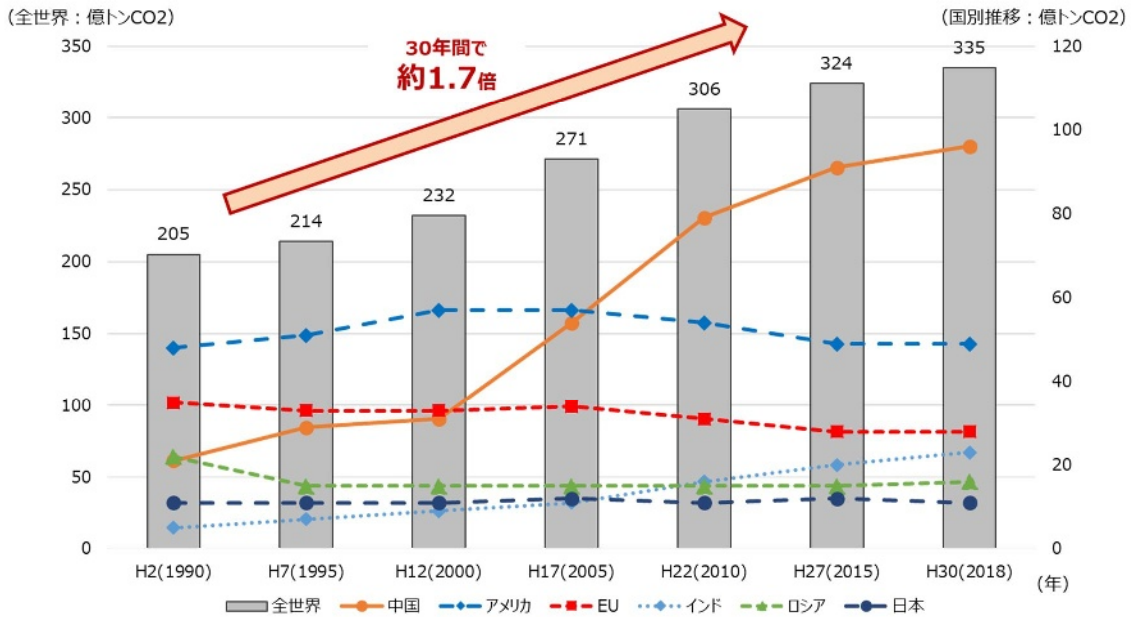


③ 脱炭素社会の実現に向けた取組の進展

世界的に温室効果ガス削減に向けた動きが急速に進んでいます。本市においても、令和 32（2050）年の CO₂ 排出実質ゼロをめざす「脱炭素戦略（かわさきカーボンゼロチャレンジ 2050）（令和 2（2020）年 11 月策定）」に基づき取組を推進していますが、今後、脱炭素化に向けた取組をさらに加速・強化していく必要があります。

脱炭素社会の実現に向けた取組の進展「エネルギー起源CO₂の排出量推移」（世界）

全世界の温室効果ガス排出量は中国の発展等を受けて急激な増加を示し、平成30（2018）年には335億トンに達した。平成28（2016）年には新たな国際枠組みである「パリ協定」が発効し、令和 3（2021）年には、2030年に向けた温室効果ガスの排出削減目標を各国が相次ぎ打ち出している。

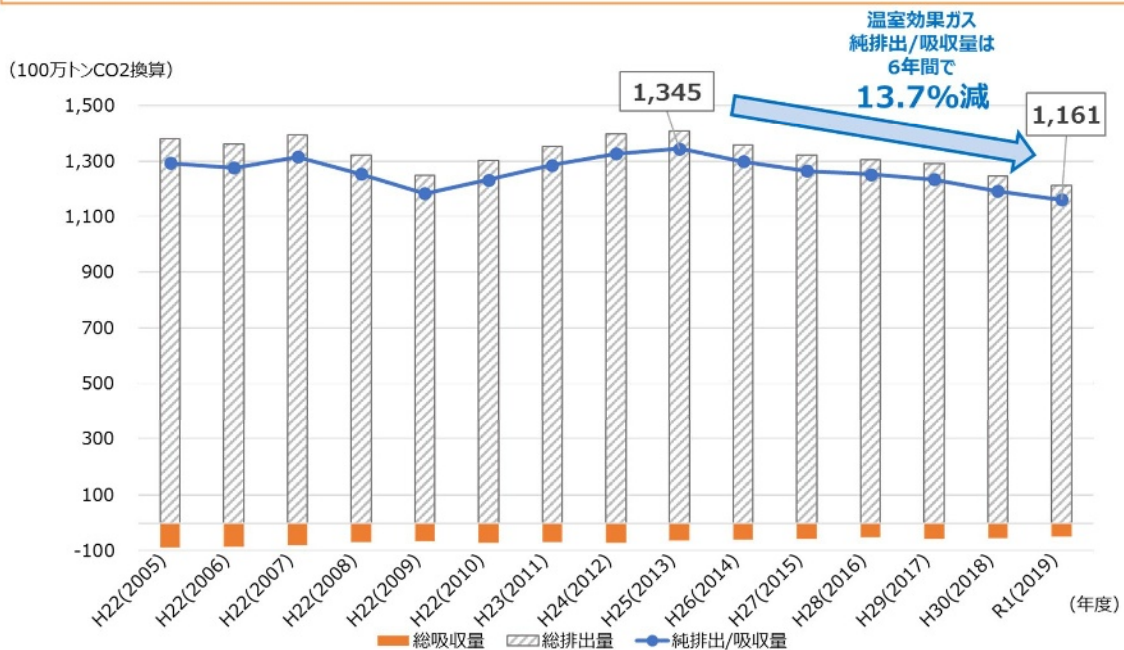


※EUの数値は、現加盟国27か国の排出量合計の推移

資料：IEA（国際エネルギー機関）
「CO₂ Emissions from Fuel Combustion Highlights」から作成

脱炭素社会の実現に向けた取組の進展「温室効果ガス排出量及び吸収量の推移」（国）

世界的に温室効果ガス削減に向けた取組が急速に進む中、我が国の温室効果ガス（GHG）の純排出/吸収量は平成25（2013）年からの6年間で13.7%減となっている。国は令和12（2030）年に平成25年比46%減とする目標を掲げている。



資料：地球環境研究センター
「日本国温室効果ガスインベントリ報告書 2021年」から作成

④ 社会のデジタル化の進展

新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークやオンライン会議の利用拡大など、社会のデジタル化に向けた取組が急速に進んでいます。本市においても、デジタル化に向けた取組を着実に進める必要があります。

社会のデジタル化の進展 「国の動向」(国)

令和2(2020)年12月の「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」の策定以降、関係法令の整備や令和3(2021)年9月のデジタル庁の設置など、デジタル化に向けた取組が急速に進められている。

「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(令和2(2020)年12月策定)

- ・デジタル社会の目指すビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げ、このような社会を目指すことは、「**誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化**」を進めることに繋がる。



「デジタル社会形成基本法」(令和3(2021)年5月公布)

- ・デジタル社会の形成が、我が国の国際競争力の強化及び国民の利便性の向上に資するとともに、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題を解決する上で極めて重要であることに鑑み、**デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し**、もって我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与する。



「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3(2021)年12月策定)

- ・デジタル社会の形成のために政府が**迅速かつ重点的に実施すべき施策等を定める**もの。(デジタル社会形成基本法37②等)
- ・デジタル社会の実現の司令塔であるデジタル庁のみならず各省庁の取組も含め**工程表などスケジュールとあわせて明らかにする**もの。

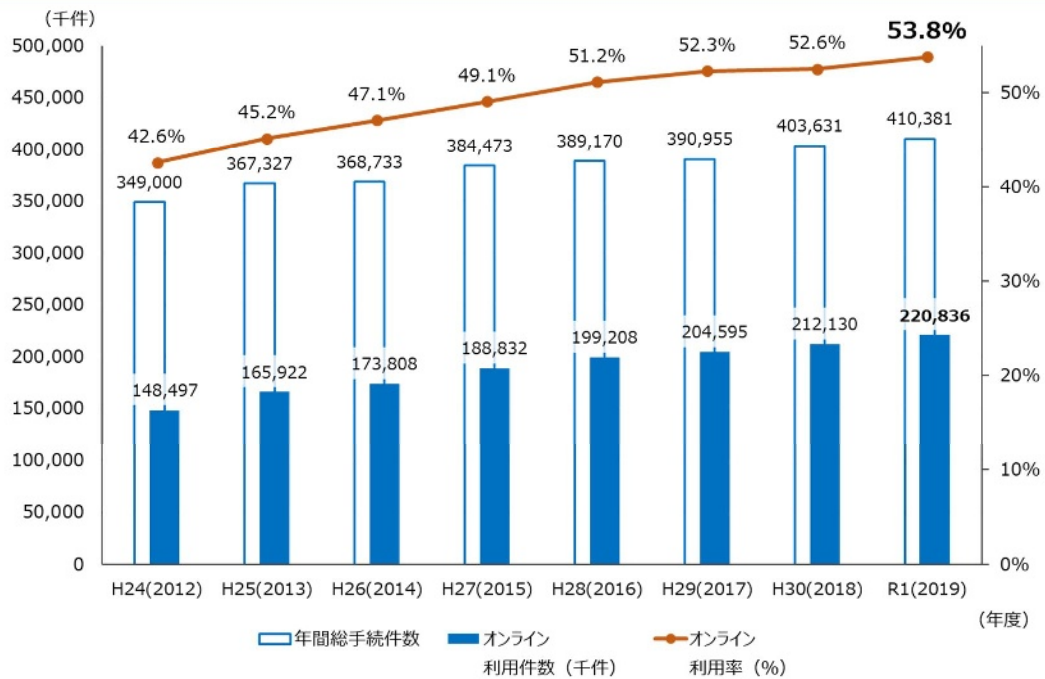
- 実現のための6つの方針
- ① デジタル化による成長戦略
 - ② 医療・教育・防災・子ども等の準公共分野のデジタル化
 - ③ デジタル化による地域の活性化
 - ④ 誰一人取り残されないデジタル社会
 - ⑤ デジタル人材の育成・確保
 - ⑥ DFFT(※)の推進を始めとする国際戦略

- デジタル化の基本戦略
- ・デジタル臨時行政調査会
 - ・デジタル田園都市国家構想実現会議
 - ・国際戦略の推進
 - ・包括的データ戦略の推進
 - ・安全・安心の確保
 - ・デジタル産業の育成

※DFFT(Data Free Flow with Trust) : 信頼性のある自由なデータ流通

社会のデジタル化の進展 「行政手続のオンライン利用率・オンライン利用件数」(国)

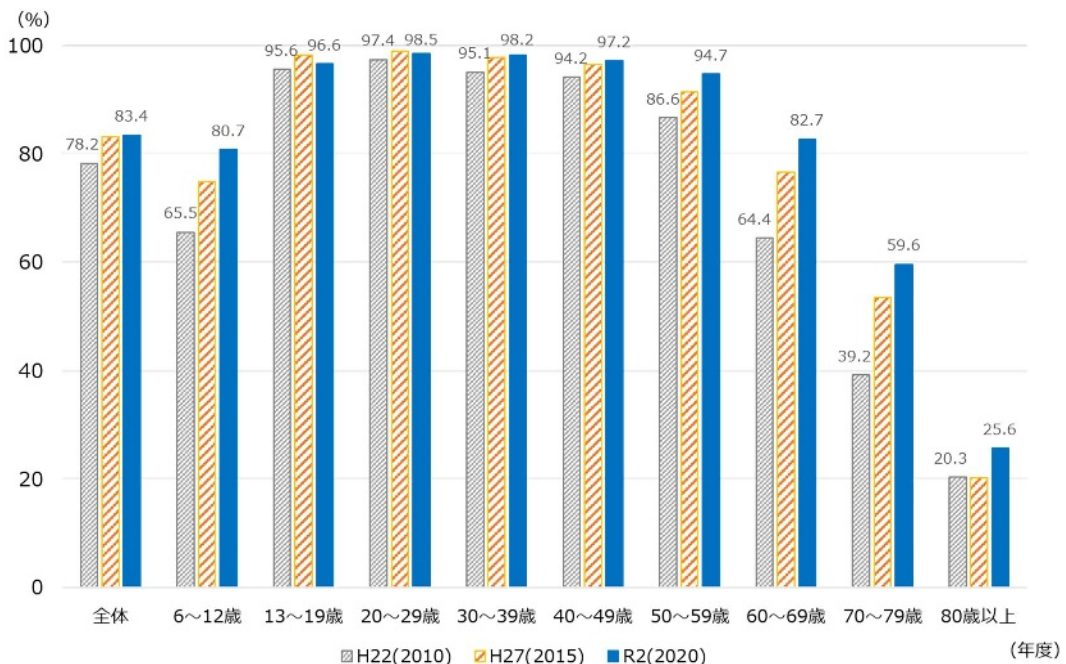
地方公共団体が扱う行政手続のオンライン利用率は令和元（2019）年度で53.8%となっており、オンライン利用件数も2億2千万件を超えている。



資料：総務省「情報通信白書令和2年版」、
総務省「令和元年度における地方公共団体が扱う申請・届出等手続のオンライン利用の状況」から作成

社会のデジタル化の進展 「インターネットの利用状況（個人）」(国)

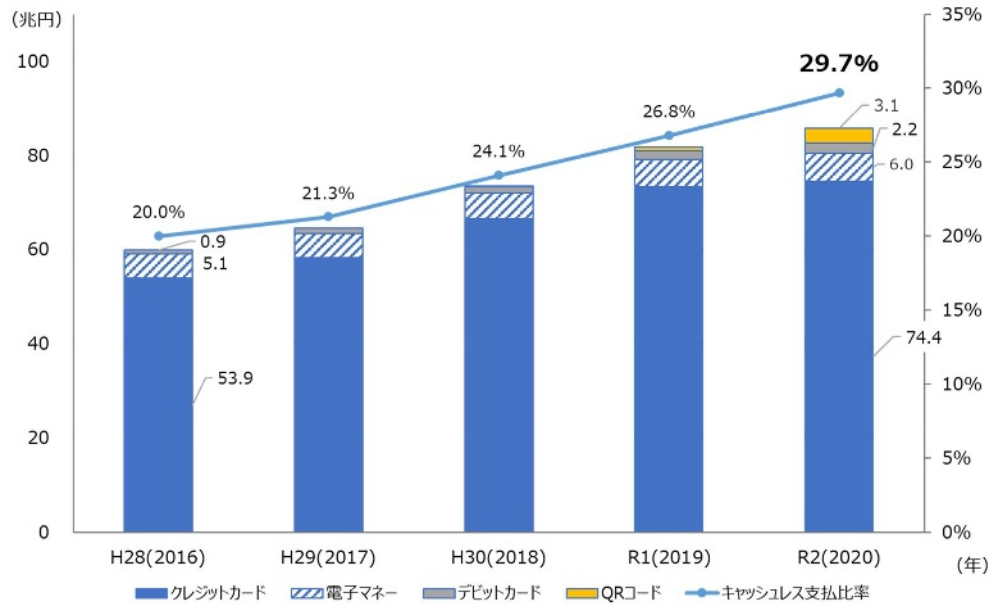
我が国のインターネット利用者の割合は85%弱まで達している。近年は60歳以上の年齢層でインターネット利用状況が伸びており、令和2（2020）年の調査では、70歳代の利用者の割合が60%弱となっている。



資料：総務省「通信利用動向調査」から作成

社会のデジタル化の進展 「現金支払からキャッシュレス支払への転換」(国)

近年、我が国のキャッシュレス決済比率は急速に高まっており、令和2（2020）年末には約30%となった。国では「成長戦略フォローアップ（令和元（2019）年）」において令和7（2025）年6月までに40%程度とすることをめざしている。



資料：内閣府経済社会総合研究所資料（民間最終消費支出：名目）、
 (一社)日本クレジット協会調査、日本銀行「決済動向」、
 (一社)キャッシュレス推進協議会「コード決済利用動向調査」から作成
 ※QRコード決済利用金額の統計は平成30（2018）年以降

(2) 将来を見据えて乗り越えなければならない課題

① 少子高齢化の更なる進展、人口減少社会への転換、生産年齢人口の減少

〔本市の将来人口推計のポイント〕

- 令和 2（2020）年以降・・・「年少人口が減少」
- 令和 7（2025）年頃・・・これまでの間に「超高齢社会が到来」
「生産年齢人口が減少へ」
- 令和 12（2030）年頃・・・「本市の人口のピーク」
「本市の人口が減少へ」
- 令和 27（2045）年頃・・・「現役世代 2 人で 1 人の高齢者を支える社会」

日本の人口について、国立社会保障・人口問題研究所による平成 29（2017）年の日本の将来推計人口では、総人口が減少局面に入っている状況にあり、令和 2（2020）年から令和 47（2065）年にかけて、約 3,800 万人（約 30%）減少する見込みとなっています。

一方、本市の人口について、令和 3（2021）年度に行った本市の将来人口推計（更新版）では、少子高齢化がさらに進展し、令和 12（2030）年頃まで人口が増加した後、人口減少社会に転換する見込みとなっています。

その内容について、平成 29（2017）年に公表した将来人口推計と比較すると、人口のピークの時期は変わりませんが、駅周辺を中心とした拠点開発の進捗等を要因として、人口ピーク値は約 1.8 万人の増加となっています。また、年少人口は、昭和 50（1975）年を最大値として減少傾向にありますが、令和 2（2020）年頃の小さなピークを境に再び減少過程に移行していると想定され、生産年齢人口は、令和 7（2025）年頃まで増加を続け、その後減少過程に移行すると想定されます。老年人口は、当面増加を続け、ピークは令和 32（2050）年頃と想定されます。

基本構想で展望する 30 年間の人口構成等の主な変化としては、令和 7（2025）年までの間に本市でも「超高齢社会（一般的には 65 歳以上の人口比率が 21%を超えた状態とされています。）」が到来するとともに、令和 12（2030）年頃の人口のピークを経て、令和 27（2045）年頃には現役世代が約 2 人で 1 人の高齢者を支える状況となることを見込まれます。

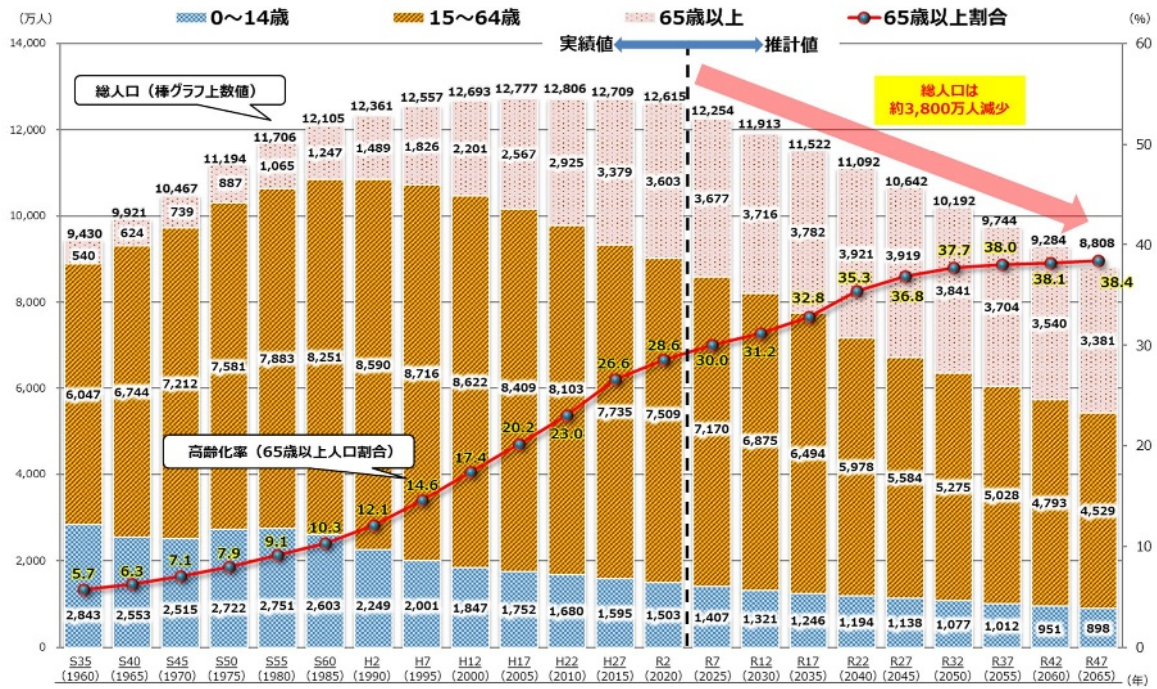
また、本市の人口の転出入状況においては、20 代前後の若い世代の転入が大きく超過する一方で、子育て世代は転出超過となっています。

現状、全国的に人口が減少に転じる中、本市は人口の増加が続いていますが、将来人口推計では、少子高齢化の進展、将来的な人口減少社会への転換、生産年齢人口の減少が予測されることから、今後、首都圏の中心に位置する立地優位性や交通利便性に加え、豊富な文化芸術資源や水と緑の豊かな自然環境等を活かしながら、魅力と活力にあふれる暮らしやすいまちづくりに向けた取組等が求められています。

なお、本市の人口動向は、景気をはじめとする社会経済環境などの変化に強く影響を受けるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響をはじめとした今後の社会変容の予測が困難な状況であるため、中長期的な将来人口については、今後も検証を行っていきます。

人口の推移と将来人口推計（国）

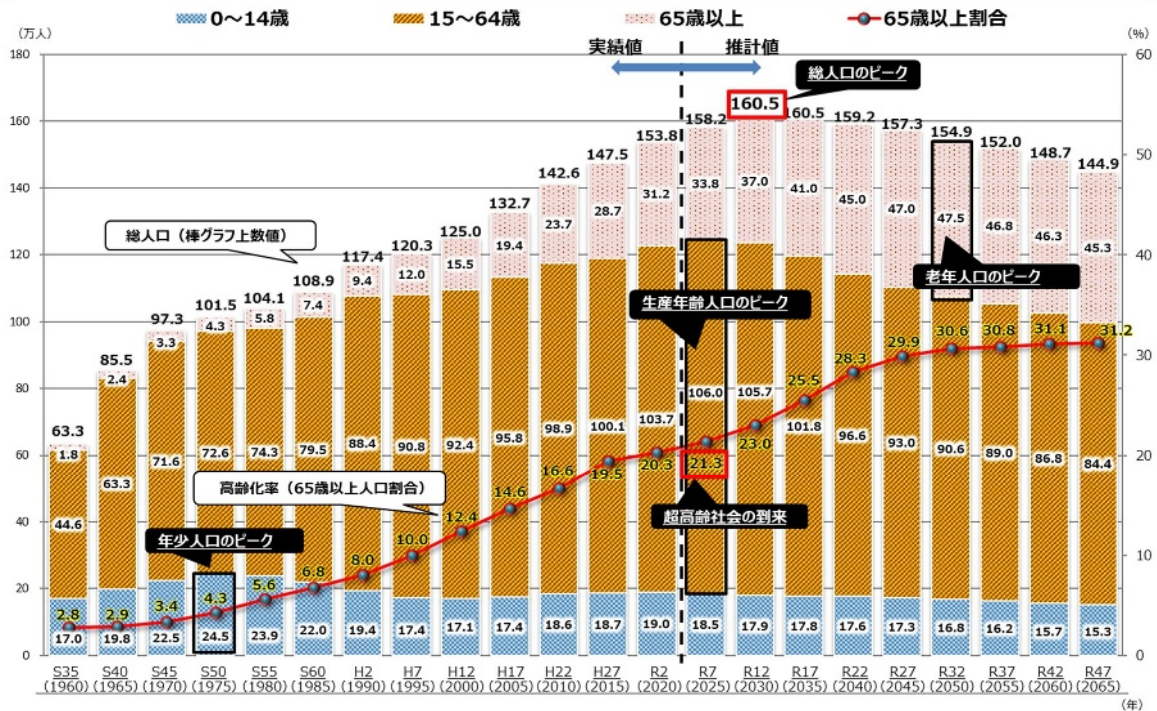
日本の総人口は、令和47（2065）年には、約8,800万人と約3,800万人減少し、高齢化率は約38%へと上昇する見込み。



※平成27（2015）年及び令和2（2020）年は「不詳」をあん分等によって補充した「不詳補充値」による。平成22（2010）年以前は、総人口にのみ「年齢不詳」人口を含む資料；2020年までは総務省「国勢調査」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年4月推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果より作成

人口の推移と将来人口推計（市）

本市は、少子高齢化がさらに進展し、令和12（2030）年頃をピークとして人口減少へ転換する見込み。



※平成27（2015）年及び令和2（2020）年は「不詳」をあん分等によって補充した「不詳補充値」による。平成22（2010）年以前は、総人口にのみ「年齢不詳」人口を含む資料；令和2（2020）年までは「国勢調査」、令和7（2025）年以降は「川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計（更新版）」

将来人口推計の第2期実施計画策定時（平成29（2017）年）との比較（市）

駅周辺を中心とした拠点開発の進捗等により、人口ピーク値は、第2期実施計画策定時と比べ約1.8万人の増加となっている。生産年齢人口のピーク値は、第2期実施計画策定時よりも約3.2万人増加する結果となっているが、年少人口と老年人口は、第2期実施計画策定時よりも減少している。

※ 端数処理を行っています。

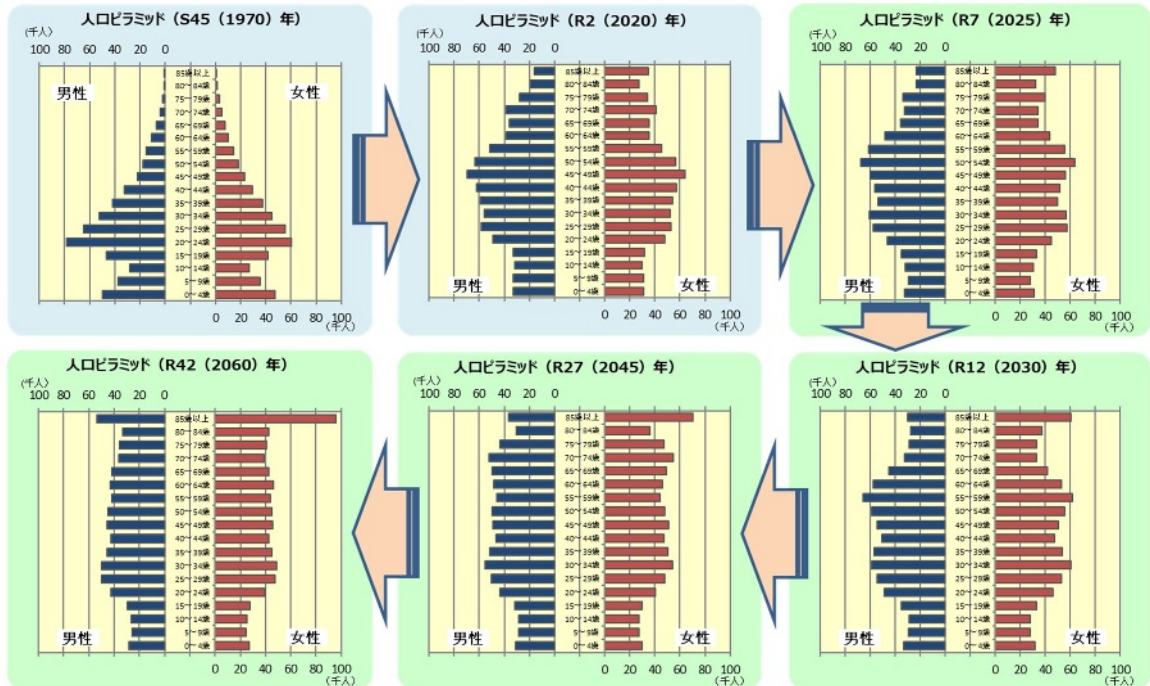
| 【特徴】 | 今回 (令和4（2022）年2月公表) | 第2期実施計画策定時 (平成29（2017）年5月公表) | 差異 |
|--------------------|--------------------------|---------------------------------|----------------|
| 人口ピーク年 | 令和12（2030）年頃 | 平成42（2030）年頃 | ±0年 |
| 人口ピーク値 | 約 160.5万人 | 約 158.7万人 | +1.8万人 |
| 年少人口* (0-14歳) | 令和2（2020）年頃 約 19.0万人 | 平成42（2030）年頃 約 20.2万人 | -10年 -1.2万人 |
| 0-4歳人口* | 平成27（2015）年頃 約 6.6万人 | 平成32（2020）年頃 約 7.4万人 | -5年 -0.8万人 |
| 生産年齢人口 (15-64歳) | 令和7（2025）年頃 約 106.0万人 | 平成37（2025）年頃 約 102.8万人 | ±0年 +3.2万人 |
| 老年人口 (65歳以上) | 令和32（2050）年頃 約 47.5万人 | 平成72（2060）年時点で 約 50.4万人 | -10年 -2.9万人 |
| 75歳以上人口 | 令和37（2055）年頃 約 30.4万人 | 平成72（2060）年時点で 約 31.5万人 | -5年 -1.1万人 |

* 基準となる令和2（2020）年と平成27（2015）年及び推計期間中の最大値

資料：「川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計（更新版）」から作成

人口構成の変化（市）

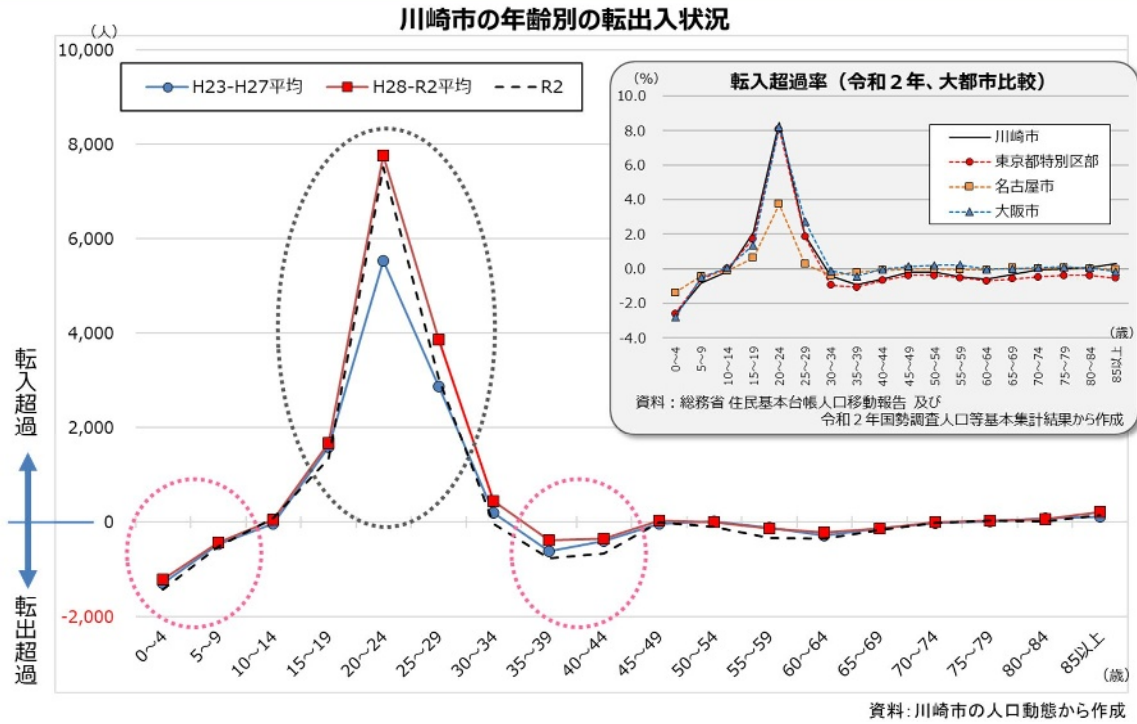
今後、徐々に年齢区分ごとの人口差が小さくなり、令和27（2045）年頃には、人口構成が大きく変化することが予測される。



資料：「川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計（更新版）」から作成

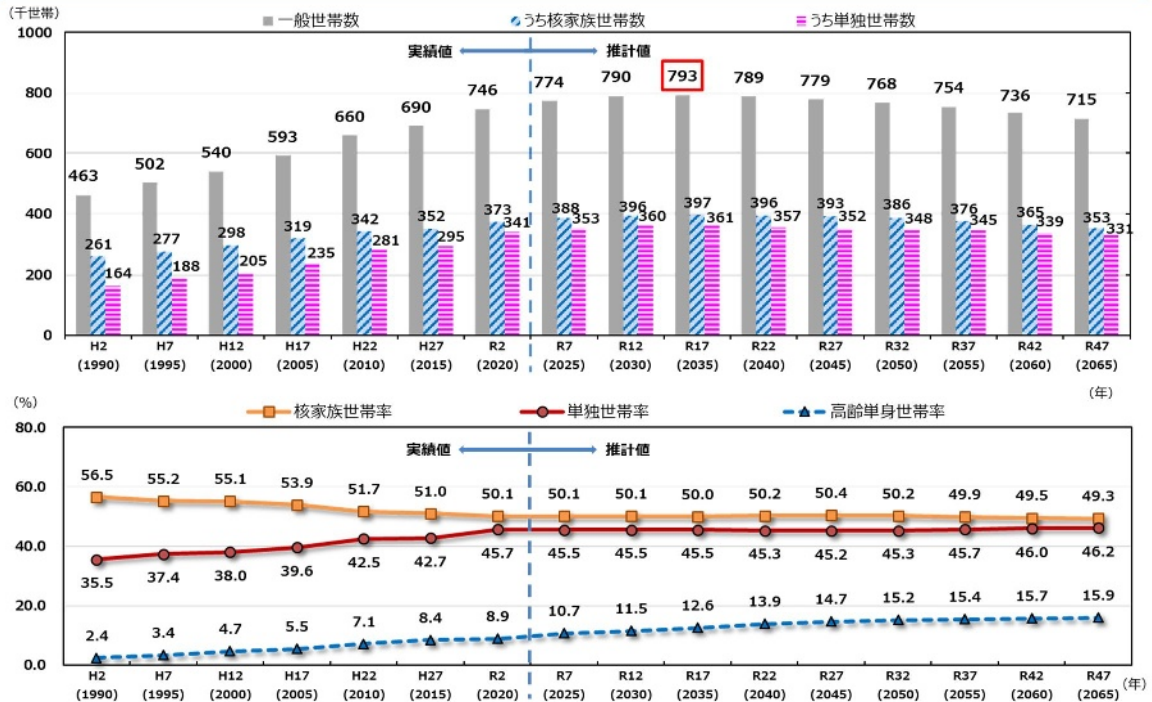
年齢別の転出入状況（市）

本市の転出入状況は、他の大都市の中心部と同様の傾向となっている。
20代前後の転入超過が大きい一方、0～9歳と30代後半～40代前半が転出超過となっている。



世帯数の推移と今後の見通し（市）

世帯数は、令和17（2035）年頃に約79万世帯となり、ピークを迎える見込み。
核家族と単独世帯で全体の9割以上を占めている。高齢単身世帯は継続して増加すると見込まれる。



② 高齢者を取り巻く環境の変化

- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるしくみづくりが必要
- 社会変容による新たなニーズを踏まえた高齢者の生きがいや健康づくりに向けたしくみや環境づくりが必要
- 健康寿命の延伸と要介護度の改善・維持に向けた取組の推進が求められている

本市人口の増加と平均寿命の伸長により、令和7（2025）年までの間に、人口の約21%が65歳以上となり「超高齢社会」を迎えると見込まれるなど、高齢者人口と高齢化率は引き続き増加・上昇傾向にあります。

さらに、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦のみの世帯が、過去25年間で約3～4倍、要介護・要支援認定者については、令和7（2025）年までの6年間で24.5%増加するなど、支援が必要となる高齢者の増加が見込まれています。特に、高齢者は80歳を越えると、要介護・要支援認定を受ける割合が高くなる傾向があり、本市は全国的な傾向よりも、65歳以上の各年代において高い認定率となっています。また、認知症高齢者数も増加しており、令和7（2025）年には7万人を超える見込みとなっています。

このため、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる自助・互助・共助・公助のしくみづくりの中で、新型コロナウイルス感染症の影響による社会変容を踏まえながら、生きがいや健康づくり、健康寿命の延伸、要介護度の改善・維持に向けた取組を引き続き進めていくことが求められています。

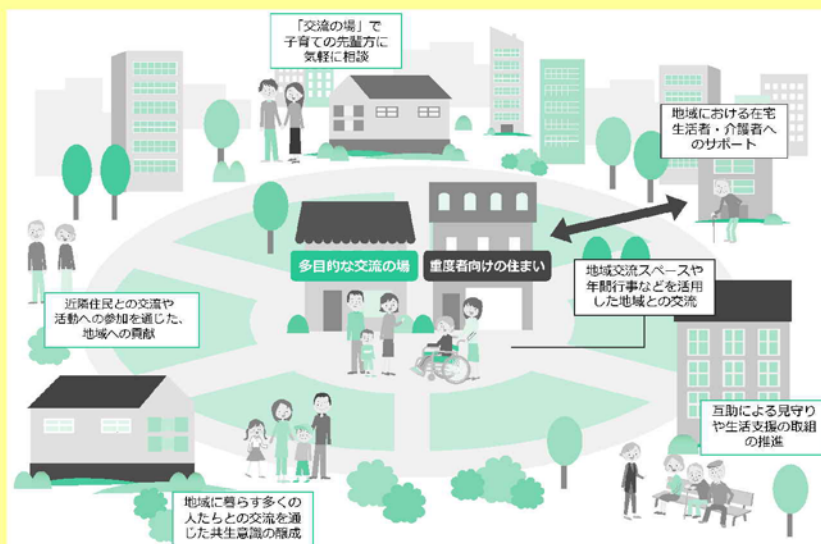
未来を考える
キーワード

2025年と2040年

令和7（2025）年には、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上（後期高齢者）となり、全国的に人口の高齢化がさらに進展することが見込まれています。

さらに、令和22（2040）年には、いわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上（前期高齢者）となり、総人口・現役世代が減少する中で、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれています。

地域で疾病を抱えながら生活する高齢者等の増加に対し、これまでの「病院完結型の治す医療」から「地域完結型の治し・支える医療」へのシフトが求められるとともに、看護・介護・福祉・生活支援などを含めたケアが、地域において一体的に提供されるしくみが求められています。

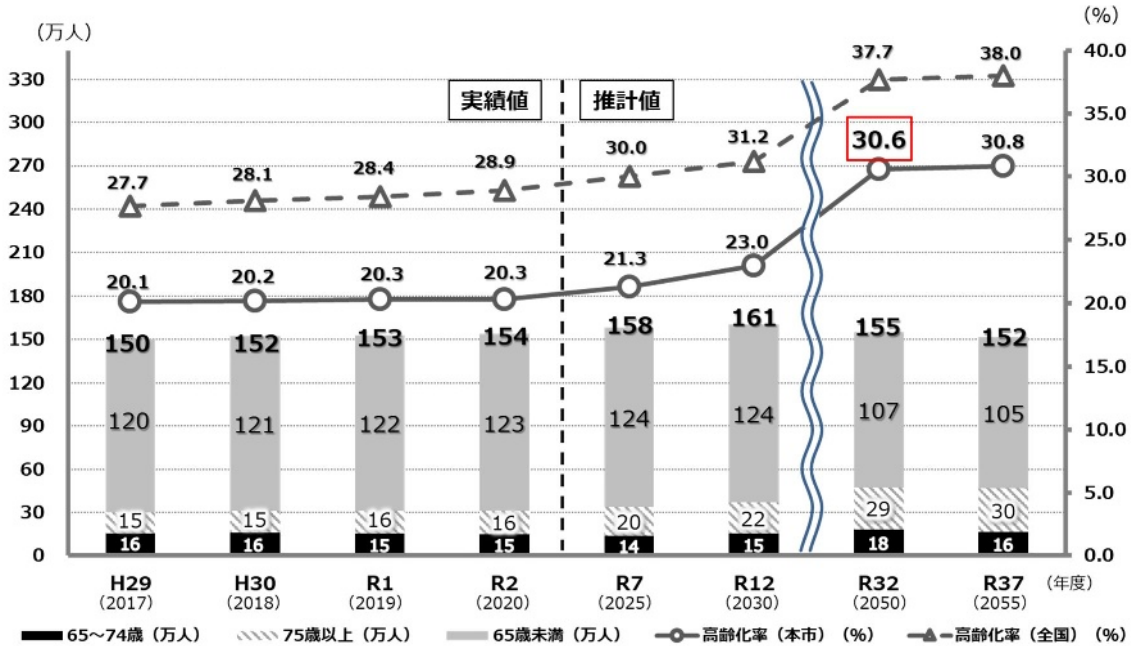


「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」より

高齢者人口の推移から見た高齢化の現状と将来像（国・市）

令和7（2025）年までの間に、65歳以上の人口が21%を超え、本市においても「超高齢社会」が到来すると想定される。その後も高齢化率は上昇を続け、令和32（2050）年には約31%に達すると見込まれる。

※端数処理により割合や合計値の内訳は必ずしも一致しない

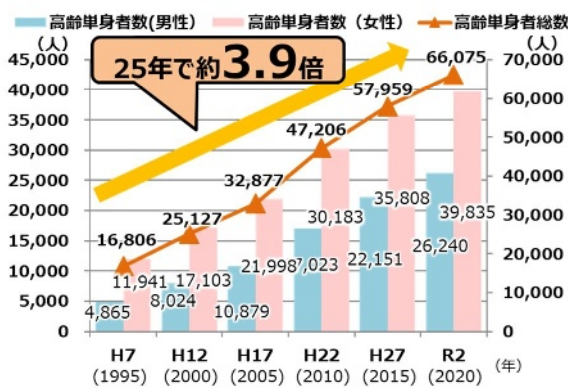


資料：川崎市年齢別人口・川崎市第3期実施計画策定に向けた人口推計（更新版）から作成

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯数の推移（市）

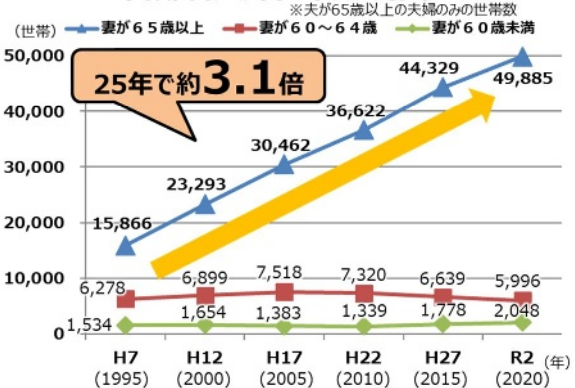
高齢者人口が増加する中、本市のひとり暮らしや夫婦のみ的高齢者世帯も増加しており、今後、ひとり暮らし高齢者の生活支援や「老老介護」などへの支援が必要となる。

ひとり暮らし高齢者数の推移



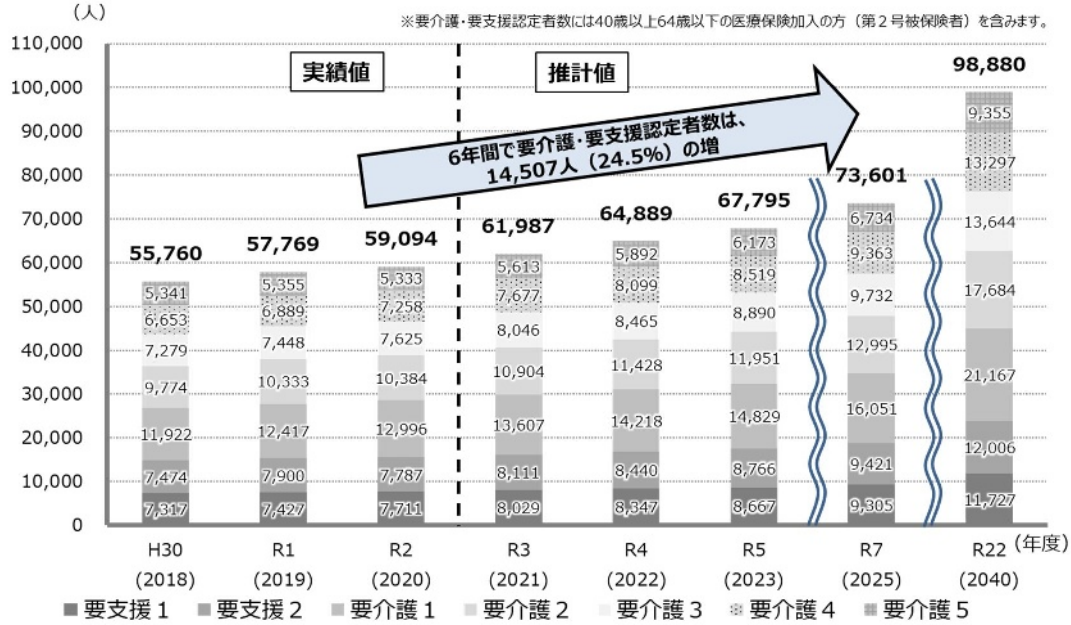
資料：国勢調査結果から作成

高齢者夫婦世帯数の推移



要介護・要支援認定者数の推移及び推計（市）

本市の要介護・要支援認定者数は、増加傾向にあり、令和2（2020）年9月現在約5.9万人で、令和2（2020）年から令和7（2025）年までの6年間で約24.5%増加すると推計している。



資料：第8期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険計画から作成

年齢階層別の要介護・要支援者数と要介護・要支援認定率（国・市）

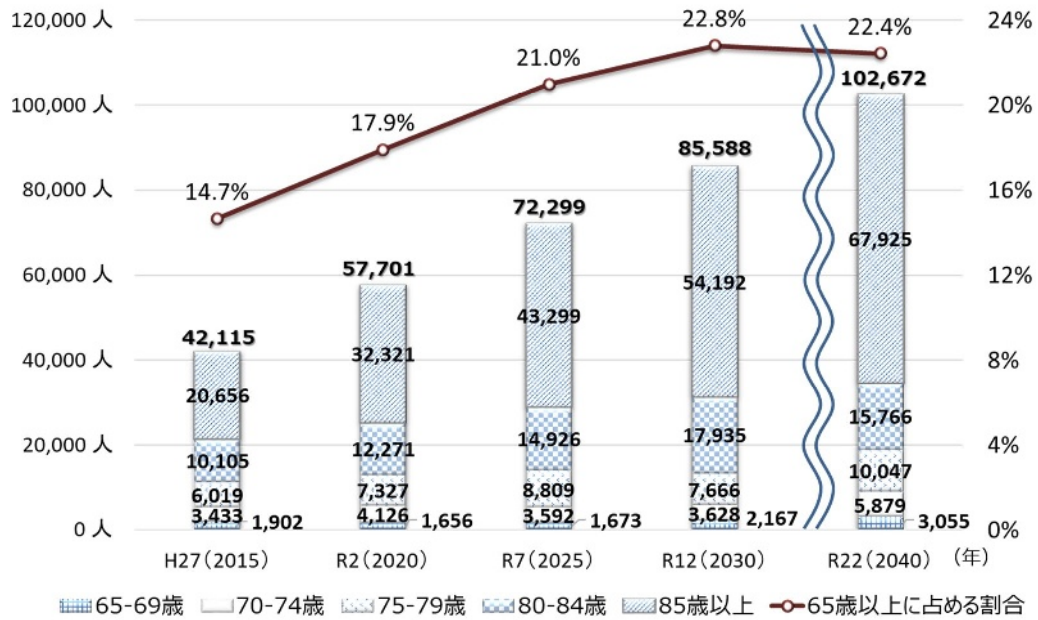
年齢階層別に要介護・要支援認定率を見ると、80歳を超えると認定率は急上昇する。本市は全国平均よりも高い認定率となっている。



資料：介護保険事業状況報告、川崎市町丁目別年齢別人口、人口推計（総務省統計局）

認知症高齢者数の推計（市）

本市の認知症高齢者数は、令和2（2020）年に5.7万人を超え、令和7（2025）年には7.2万人、令和12（2030）年には8.5万人を超えると推計される。



資料：第8期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険計画から作成

③ 子ども・若者を取り巻く環境の変化

- 支援が必要な子どもの増加や貧困の問題など、個々の子どもや家庭のニーズに応じたきめの細かい支援が求められている
- 子ども・若者を孤立から守り、成長を支援するための施策の充実が必要

本市の14歳以下の子どもの数は今後、減少していくことが見込まれている一方で、共働きの世帯は増加しています。新型コロナウイルス感染症による社会状況の大きな変化は、妊娠・出産数や転出入、保護者の働き方などにも影響を与えている可能性があり、今後の待機児童対策や学校、こども文化センターの運営など、子ども・子育て家庭を対象にした施策を考える上で、先の見通しが立ちづらい、難しい時期にあります。

また、外国につながる子どもや、特別な支援が必要な子どもは増加しており、個々の子どもや家庭のニーズに応じたきめの細かい支援が一層求められています。あわせて、児童虐待相談・通告件数の増加や、我が国において「相対的貧困」の状態にある子どもは7人に1人という、世帯間の経済格差の拡大が示唆される中で、家庭環境が厳しい状態にある子ども・若者、さらに近年、注目されているひきこもりやヤングケアラーへの対応など、生きづらさを感じているすべての子ども・若者を孤立から守り、成長を支援するための施策の必要性が高まっています。

こうした状況の中、多様な子育て世帯のニーズに適切に対応し、子ども・若者が安心できる環境の中で将来自立して生きていく力をつけることができるように、子育て環境の整備や、生まれ育った環境にかかわらず成長や発達の段階に合わせてすこやかに育つことができる環境づくり、子育て家庭や子どもを見守り支える地域づくりなどを進めていくことが求められています。

未来を考える
キーワード

ヤングケアラー

通学や仕事のかたわら、家族の世話や家事などを日常的に行っている18歳未満の子どものことを、一般的に「ヤングケアラー」と呼んでいます。

その背景には、少子高齢化や核家族化の進展、共働き世帯の増加、家庭の経済状況の変化といった要因があると考えられます。ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育、友人や周囲との関係などに影響があるにもかかわらず、家庭内のデリケートな問題であることから表面化しにくいといった課題があります。

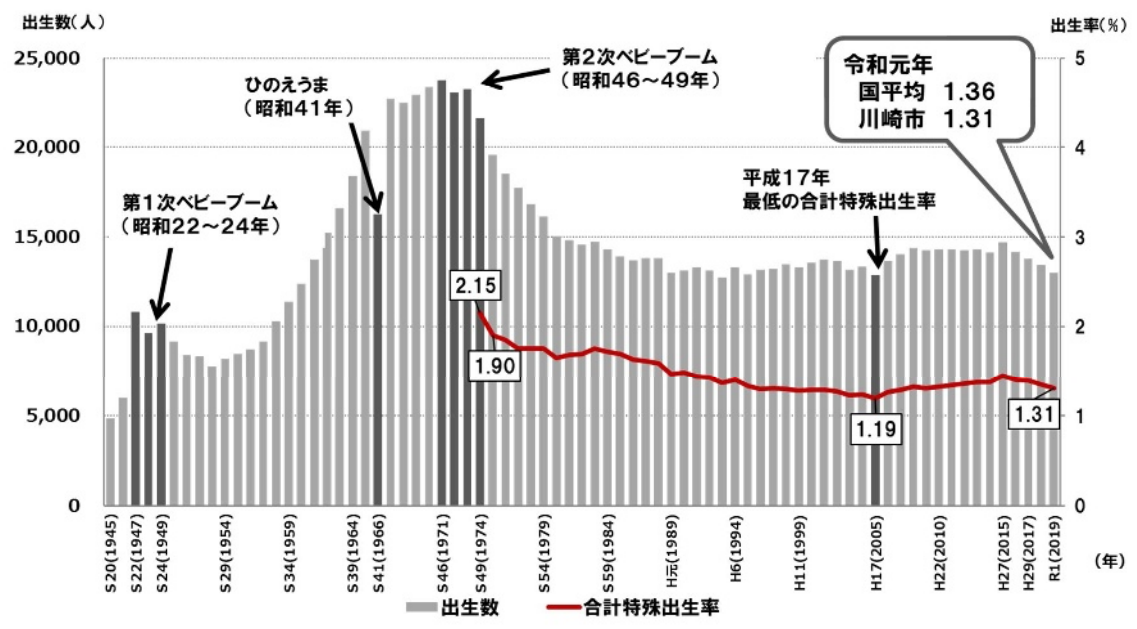
国においては、厚生労働省と文部科学省が連携して、福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームを設置して、ヤングケアラーを早期に発見し、必要な支援につなげるための検討結果をまとめました。国が行った実態調査（令和3（2021）年3月）では、「世話をしている家族がいる」と回答した子どもは、中学2年生で5.7%（17人に1人）、全日制高校2年生で4.1%（14人に1人）という状況で、本人にヤングケアラーという自覚がない者も多く、子どもらしい生活が送れず、誰にも相談できずに日々ひとりで耐えている状況が伺えるという報告がなされました。

各地域において、ヤングケアラーの早期発見・支援に向けて、福祉機関と教育機関を中心とした関係機関・団体が連携しながら取組を進めていくことが求められています。



出生数の減少と合計特殊出生率の推移（市）

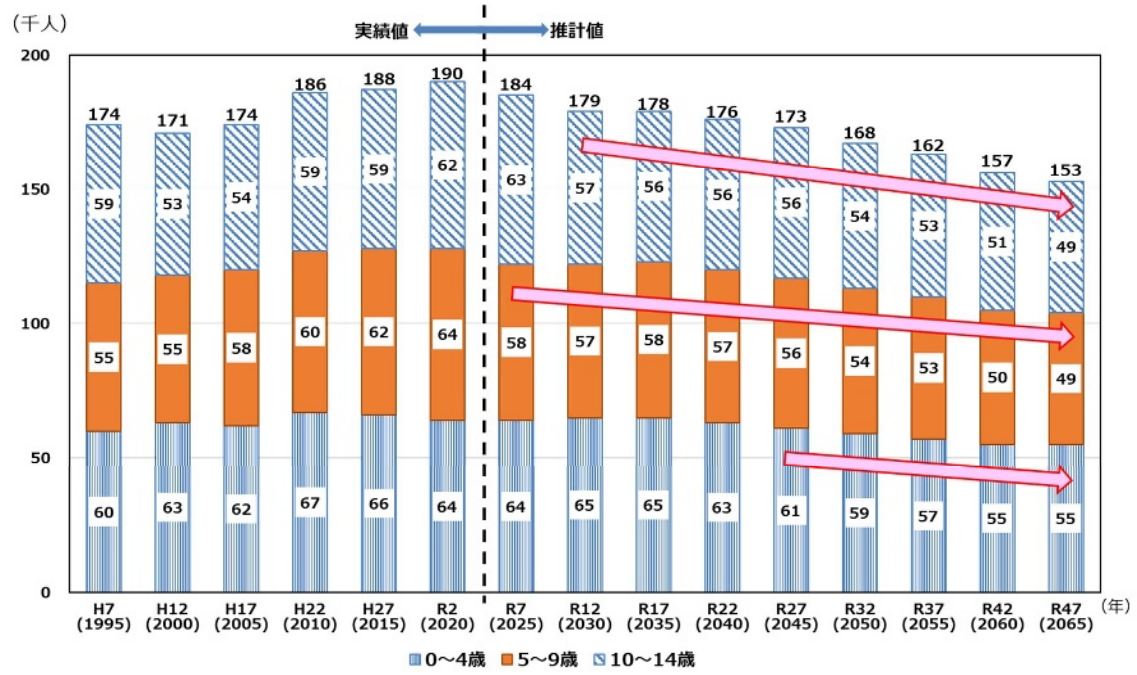
平成29（2017）年以降、本市の出生数は1万4,000人を下回り、令和元（2019）年には1万2,971人となった。令和元年（2019）年の合計特殊出生率は1.31であり、平成17（2005）年の1.19（過去最低）から回復はしているものの、近年は減少傾向にあり、また、全国平均よりも低い水準となっている。



資料：川崎市統計書、川崎市健康福祉年報

0歳から14歳までの子どもの数の推移及び推計（市）

本市の令和2（2020）年の14歳以下の子どもの数は約19.0万人となっており、今後、減少が見込まれる。

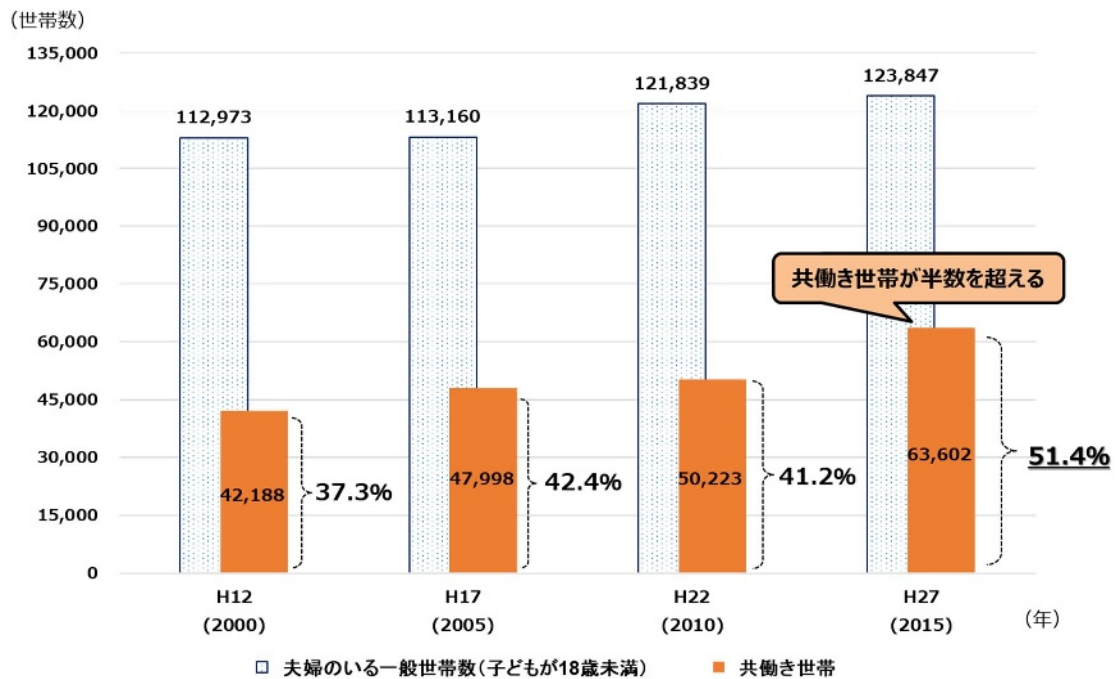


※平成27（2015）年及び令和2（2020）年は「不詳」をあん分等によって補完した「不詳補完値」による。

資料：令和2（2020）年までは「国勢調査」、令和7（2025）年以降は「川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計（更新版）」

子どもが18歳未満の夫婦のいる一般世帯数と共働き世帯数の推移（市）

本市の18歳未満の子どもがいる世帯のうち、親が共に働いている世帯は年々増加しており、平成27（2015）年の構成比は51.4%で、半数以上となっている。



14歳までの外国人住民数の推移（市）

外国人住民数はこの10年で約1.4倍となり、令和3（2021）年3月末時点で45,168人となっている。うち、0歳～14歳までの子どもの数は、10年で約1.5倍となっている。

